

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件
  - 道路の区域を変更する件二件
  - 道路の供用を開始する件
  - 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件
- 公告
  - 土地改良区連合の役員が就退任した旨届出があった件

## 告 示

### 福島県告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 東白川郡塙町大字山形字関場八六の一、八七の一
- 二 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 東白川郡塙町大字山形字西ノ久保六七
- 二 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

五 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 2 東白川郡塙町大字伊香字籐戸一二二  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、塙町森林整備計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡塙町大字伊香字籐戸一二六、一二七の二  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、塙町森林整備計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡塙町大字伊香字滝ノ沢五  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、塙町森林整備計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡塙町大字伊香字中妻二四一の二、二四一の四  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、塙町森林整備計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡塙町大字台宿字関沢一七七の二  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、塙町森林整備計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡塙町大字台宿字滝沢三一の一、三一の二、三六、三七の九、三八の一、  
三八の二、三九
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、塙町森林整備計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 福島県告示第二十八号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
(森林保全課)

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道相馬 浪江線	南相馬市鹿島区浮田字 一丁田八一番地先から 同 市鹿島区浮田字 野中二八九番地先まで	変更前 の変更後	八・五〇 四二・六 八・五〇 三八・〇	五〇九・〇 五〇九・〇

(道路計画課)

**福島県告示第二十九号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和五年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道いわ き石川線	いわき市遠野町上遠野 字若宮八四番二七六地 先から 同 市遠野町上遠野 字若宮八四番七地先ま で	変更前 の変更後	一一・五〇 二一・〇 一八・九〇 二一・〇	一〇九・六 一〇九・六

(道路計画課)

**福島県告示第三十号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道相馬浪江線	南相馬市鹿島区浮田字一丁田八一番地先から 同 市鹿島区浮田字一丁田七二番一地先まで	令和五年一月二三日

(道路計画課)

**福島県告示第三十一号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。  
 令和五年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 飯土用
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
 次に掲げる地番の土地に存する標柱九号から標柱二十六号までを順次結んだ線及び標柱二十六号と標柱九号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
 白河市大信豊地字  
 飯土用 三十四番 一号及び二号  
 飯土用 百二番 三号  
 飯土用 九十九番 四号及び五号  
 飯土用 九十七番 六号及び七号  
 飯土用 三十五番 八号  
 飯土用 五十番 九号及び十号  
 瀬戸 八十四番 十一号  
 瀬戸 八十三番 十二号  
 瀬戸 八十一番 十三号  
 飯土用 八十五番二 十四号から十六号まで  
 飯土用 七十五番二 十七号から十九号まで  
 飯土用 三百八番 二十号

公告

公告第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

会津南部土地改良区連合

退任した役員

役別 氏名

理事 松崎 佐吉

同 白井 康友

同 高野 源一

同 成田 幸意

同 間船 一男

同 佐瀬 宗司

同 山口 芳寛

就任した役員

役別 氏名

理事 松崎 佐吉

同 齋藤 善平

同 白井 康友

同 高野 源一

同 稲垣 宗平

同 成田 幸意

同 間船 一男

同 赤崎 政司

同 三澤 隆晴

住所

大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地

会津若松市門田町大字一ノ堰字村西八番地

市北会津町西後庵三三〇番地

市門田町大字黒岩字若宮一 番地

大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地

会津若松市神指町大字南四合字深川八四番地

市北会津町蟹川一一五〇番地

住所

大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地

河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八番地

会津若松市門田町大字一ノ堰字村西八番地

市北会津町西後庵三三〇番地

河沼郡会津坂下町大字東原字館ノ内七三二番地

会津若松市門田町大字黒岩字若宮一 番地

大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地

河沼郡会津坂下町大字中泉字屋敷添六六番地

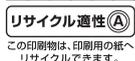
郡湯川村大字熊ノ目字居花一四三〇番地

監事 佐瀬 宗司 会津若松市神指町大字南四合字深川八四番地  
同 山口 芳寛 同 市北会津町蟹川一一五〇番地  
同 佐藤 隆 河沼郡会津坂下町大字三谷字谷地三四三番地  
同 万波 憲一 会津若松市西七日町一三番一〇号

六十二番 二十一号  
六十番 二十二号  
五十七番 二十三号  
五十四番 二十四号  
五十三番 二十五号  
五十一番 二十六号

(砂防課)

(農村計画課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷